

入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成29年7月14日（金） 午後1時40分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	飛田 悦正 富田 広美 牧 良明	
抽出案件	5件	（議 事） 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について ④【一般競争入札】 第28-05-110-0-001号 デジタル防災行政無線システム(移動系)整備工事 (市民生活部 安全まちづくり推進課)	
	○工事概要について、入札公告と工事起工概要書に記載されている内容が異なるがこれで良いのか。 ○電気通信工事で参加資格を設定している中で工事内容に進入道路工が含まれているが、これで良かったのか。また、工事起工概要書にもその記載が無く、別の工事とも捉えられかねないと思うので、分かり易く事務を進めて欲しい。	○事務局より審議対象期間の状況について資料を基に説明。 ○抽出委員より抽出件数を報告。
	○本案件に最低制限価格の設定はしていないようだが、常陸大宮市ではすべての案件でしていないのか。	○工事起工概要書においては、工種が一式での表記であったため、入札公告に当たっては、より分かり易い表記とするために変更いたしました。通常は同じ内容で記載しております。 ○進入道路工については、無線基地局設置工事において、山の頂上付近に鉄塔を建てるに当たり、重機等が進入出来るように既存の進入路にコンクリートで舗装する等したものです。工事全体としては電気通信工事が主となり、その付帯工事として設計に含め発注したものです。
	○品確法の改正により最低制限価格の設定が発注者の責務となっているが、検討の余地はあるのか。	○本市においては、最低制限価格の設定はしておりません。 ○平成26年度の品確法の一部改正により、ダンピング受注や行き過ぎた価格競争等といった課題に対して、発注者の責務の明確化といった形で、低入札価格調査基準や最低制限価格設定について明記されました。本市においては低入札価格調査制度を平成19年度に設定し、平成24年度に率の見直しを行いました。本市においては、年間の平均落札率が95%程度で比較的高い率であり、低入札価格調査の対象となる案件は年に1本程度です。

<p>②【指名競争入札】 第27-11-113-0-024号 市道1-18号線道路舗装工事 (建設部 土木建設課)</p> <p>○舗装工事等級Aで12者選定の案件において、直近下位のBランクから2者選定しているが、審議事案説明書に記載されている地理的条件以外に工事内容等も考慮しているのか。</p> <p>○直近上位又は下位のランクから業者を選定することができることは分かっているが、ランク制である以上は、地域性のみで下位の業者を選定することはおかしいと思う。それ以外の理由として工事内容も勘案しているのであれば、その旨を明確に資料に記載して欲しい。</p> <p>○交通誘導員の増員ということで変更契約をしているようだが、当初必要な人員は確保されていたのか。</p> <p>○落札業者の入札金額が他者と比べて著しく低額であり、一般的には不安が残る入札だと感じるが、どのような判断をしたのか。</p> <p>○適正であったということであれば、今後同じような規模の工事を発注する際には、今回の落札金額程度に設計金額を下げるのが可能だということか。</p> <p>③【指名競争入札】 第28-26-130-0-016号 高部地内市道出合仲河戸線(川端橋)配水管布設替工事 (上下水道部 水道課)</p>	<p>これが今後、入札価格が下がっていく状況が続くようであれば、早急に設けなくてはならないかと思いますが、現在のところ、品質を確保された入札が行われていると考えており、最低制限価格の設定に至っておりません。今後の状況を見ながら検討をしていきたいと考えております。</p> <p>○施工延長が長いので、起工額が大きくなっていますが、工事内容は通常の舗装工事であり、Bランク業者でも対応が可能であると判断したこと及び地理的条件を勘案し現場に近いBランクの業者2者を選定したものです。 入札参加者選定基準においても直近上位又は下位から選定することができるとなっております。</p> <p>○分かりました。</p> <p>○当初から工事規模に応じた必要人員は設計計上していましたが、工事区間内に交差点が多いことと地域住民の出入りにあたり、より安全性を確保するという観点から交通誘導員を増員し施工に当たったものです。</p> <p>○入札時に提出された工事費積算内訳書を確認した結果、問題無しと判断し落札者として決定いたしました。また、現場施工に当たっても適正に施工されていることを確認しております。</p> <p>○工事費の積算につきましては、基準に従い適正な価格を算定しております。今後同様な案件が発注された場合に、前回できたので今回もできるであろうという判断は、一概にはできないと考えます。</p>
--	--

<p>○水道工事等級Bで10者選定の案件において、市内にBランク業者が14者ある中で、地理的条件でAランクから4者選定しているようだが、緊急性のある工事だったのか。</p> <p>④【指名競争入札】 第28-13-110-0-007号 管渠布設工事（第5工区） （上下水道部 下水道課）</p> <p>○土木一式工事等級Bで10者選定の案件において、市内にBランク業者が18者ある中で、Aランクから2者選定しているようだが、資料のとおり過去の実績により選定しているのか。</p> <p>⑤【随意契約】 第28-22-130-0-005号 第二中学校校舎改築付帯工事 （教育委員会事務局 学校教育課）</p> <p>○特定JVとの随意契約のようだが、特定JVが施工している元工事の工期はいつまでだったのか。</p> <p>○特定JVというのは、ある特定の目的のために結成されるものであり、今回の随意契約の内容は特定JVが施工する内容のものであったのか。</p> <p>○特定JVとの随意契約に当たっては、その結成目的に反しない契約内容であることが分かるように理由書の中に具体的に記載するようにしてほしい。</p> <p>○随意契約に至った経緯としては、当初の計画以外に学校等からの要望により工事が必要となったとのことであるが、具体的な理由を教えてください。</p> <p>○今回の経験を生かし、今後は必要性が見込まれるものについては、当初から設計計上するようにしてほしい。</p>	<p>○緊急性のある工事ではありませんでしたが、ランクを考慮しながらも、地理的条件を勘案し、旧町村単位で工事場所のある地域のB及びAランクの業者をまず選定し、その他現場に近いBランク業者を中心にAランクも含め業者を選定しました。</p> <p>○過去の同種工事の施工実績により上位のAから2者選定したものです。</p> <p>○平成29年3月21日までで、当該工事と同じです。</p> <p>○工事内容としましては、備え付け家具の設置工事であり、本体工事と一体的に施工しなければならないものであったことから特定JVと契約したものです。</p> <p>○分かりました。</p> <p>○校舎改築工事においては、既存校舎を利用しながら工事を進める必要があったため、校舎を半分ずつ2期に分けて建築し、1期分で完成した校舎を供用しながら2期工事を進めました。その中で、当初計画していなかったと家具等の設置について要望があり、随意契約で対応したものです。</p> <p>○分かりました。</p>
---	--

4 その他・講評

- ・すべての審議案件について、適正に執行されたものと認める。
- ・審議事案説明書において、指名業者選定の経緯及び理由についての記載内容を分かり易く見直して欲しい。
- ・発注金額でランクが分かれていることは分かるが、低い金額でも工事内容が高度なものもあると思う。また、ランクが混在した形で業者選定をしている案件が多いようなので、ランク制にどのような意義を持たせて運用しているのかが良く分からない。
- ・常陸大宮市においては、ダンピング受注は無いとのことで最低制限価格の設定をしていないとのことであるが、品確法の改正により、発注者の責務となっていることから、時期がくれば検討して欲しい。

委員会による意見の
具申又は勧告の内容

特になし